

## 令和7年度家畜体内受精卵移植に関する講習会開催要領

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に関する講習会（牛）を次のとおり開催する。

### 1 開催期間

#### (1) 学科、実習

令和8年2月20日（金）～3月17日（火）

ただし、土曜日及び日曜日、祝日は休講とする。

#### (2) 修業試験（学科、実習試験）

令和8年3月18日（水）

### 2 開催場所

東伯郡琴浦町松谷606 烏取県畜産試験場

### 3 講習科目及び講習時間

#### (1) 学科

科目	時間数
体内受精卵移植概論	8
受精卵の生理及び形態	16
体内受精卵の処理及び保存	16
受精卵の移植	8

#### (2) 実習

科目	時間数
体内受精卵の処理及び保存	50
受精卵の移植	26

### 4 受講資格

下記の項目すべてを満たすこと

- (1) 家畜人工授精師（牛）免許を有す、若しくは家畜人工授精講習会（牛）の修業試験に合格している者
- (2) 家畜人工授精（牛）の実務に携わり、新たに家畜体内受精卵移植の資格を得ようとする者

### 5 定員

10名

※定員を超える場合は別に定める方法により選考する。

## 6 受講手続

- (1) 受講希望者は次に示す書類を令和8年1月16日（金）までに所轄の家畜保健衛生所長に提出すること。
- ア 受講願書（第1号様式）
  - イ 家畜人工授精講習会の修業試験合格証明書の写し、又は家畜人工授精師免許の写し
  - ウ 学科目取得証明書（第2号様式）※免除科目を履修した者に限る
- (2) 家畜保健衛生所長は内容を確認し、令和8年1月23日（金）までに畜産振興課長あてに送付すること。
- (3) 畜産振興課長は受講願書を審査の上受講者を決定し、家畜保健衛生所長を通じて受講希望者に受講の許可の有無を通知する。

## 7 受講に関する経費

### 受講料

27,850円（受講決定後に送付される納付書により納付すること）

### テキスト代

3,240円

講習会テキストの購入を希望する場合は、受講願書提出時に申し出ること。

代金については講習会初日に配布する請求書により支払うこと。

## 8 修業試験

### (1) 受験資格

#### ア 学科受講時間

上記の3の（1）に掲げる科目を通じて39時間以上受講していること。

#### イ 実習受講時間

上記の3の（2）に掲げる科目を通じて61時間以上受講していること。

### (2) 合格者

1科目100点満点で全科目（実習を含む）の平均点が、60点以上の者を合格者とする。ただし、50点未満の科目が2科目を超え、又は40点以下の科目がある場合は合格者としない。)

## 9 修業試験委員

試験の成績を判定するため、修業試験委員を置く。修業試験委員には畜産振興課長及び畜産試験場長がこれにあたる。

## 10 修業試験合格証明書

知事は、合格した者に修業試験合格証明書を交付する。

## 1.1 その他

- (1) 受講者が受講の秩序を乱す場合は、講習を受けさせないことができる。
- (2) 講習に必要な器具、機械を故意又は重大な過失によって亡失、破損したときは弁償させることができる。
- (3) 県内で鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生するなど講習会の運営に支障をきたす場合は講習会の実施を延期または中止する場合がある。
- (4) 感染症の拡大等不足の事態に応じて講習会の実施日時を変更する場合がある。
- (5) 受講者は体温測定を行い健康管理に留意し感染防止対策に努めること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方、37.5℃以上の発熱がある方は受講できません。
- (7) 会場では県が求める感染防止対策に協力すること。
- (8) 感染症、事故、その他やむを得ない事情により受講資格を満たない場合、受講料、テキスト代の返金は行わないでご了承ください。

## ○ 受講者選定の考え方

定員を超過する受講希望者があった場合は、次の優先順位により 受講者を決定する。

- 1 畜産業に従事しており、家畜体内受精卵移植の資格が必要なもの
- 2 関係機関（JA、改良センター等）の職員であり、業務上家畜体内受精卵移植の資格が必要なもの
- 3 その他のもの